

# 塩竈市立杉の入小学校 防災教育計画

## 1 目標

- (1) 自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する。
  - ①防災に関する基礎的・基本的な知識を身に付けさせる。
  - ②自らの危険を予測し、回避する能力を高めさせる。
- (2) 支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める。
- (3) 地域・家庭と連携した防災訓練の推進を図る。
- (4) 施設、設備の点検の充実を図り、災害発生時に有効活用できるような管理、維持に努める。

## 2 重点事項

地震、津波、火災、風水害等の自然災害を想定した避難訓練をとおり、

- (1) 自然災害に関する知識を身に付け、的確な判断による迅速な行動が取れるよう意識を高める。
- (2) 主体的に行動し、自らの命を守り抜く態度を育てる。
- (3) 自らの命を守ることと併せ、支援者としての活動を行えるよう心の構えや態度の育成を図る。

## 3 内容

- (1) 防災教育、及び避難訓練での一層の充実を図る。
  - ①授業の中での防災教育（学級活動、朝・帰りの会）の充実を図り、知識を確かなものとする。その中で、家庭にいるときの防災についても、家族で話し合うように促す。
  - ②計画に沿った避難訓練、及び引き渡し訓練等を実施することで、大地震・津波・火災・風水害等への対応の仕方について、より主体的な行動ができるよう体験的に理解させる。
- (2) 大地震、及び津波の発生時別の教員の緊急対応策について周知、徹底を図る。
  - ①在校時
    - ・担任→児童の安全確保
    - ・用務員→施設の点検
    - ・養護教諭→児童の応急処置
    - ・事務→緊急用品の持ち出し
    - ・教頭、教務、防災主任→関係機関への連絡
  - ②学校外の諸活動時
    - ・引率者→児童の安全確保、学校への帰校、学校（教頭）への児童の安全の有無の連絡
  - ③登下校時
    - ・地区担当職員による児童の安全確認→地区会長等との情報の共有
    - ・担任による児童の安否確認
  - ④夜間・休日等（地震発生時）
    - ・震度4→職員自宅待機（場合によって教頭安否確認）  
校長、教頭、教務出勤（「災害時における状況報告書」提出）
    - ・震度5→校長、教頭、教務、用務員出勤 教頭→「災害時における状況報告書」提出  
教頭→教職員安否確認 担任→児童の安否確認
    - ・震度6以上→全職員出勤  
教頭、防災主任、用務員→避難所開設、対応  
担任→児童の安否確認 教頭→「災害時における状況報告書」提出
- (3) 学校の施設・設備の被災状況の点検
  - ①防災主任を中心に安全点検箇所の確認 教職員→教頭→校長→塩竈市教育委員会  
教頭→「災害時における状況報告書」提出
- (4) 学校が避難場所となった場合には、以下の任務を遂行する。
  - ①教職員全員出勤し地域住民の支援にあたる。
  - ②職員室が緊急防災本部（市と連携して進める）となり情報管理を進め、市と連携して活動する。  
校長→緊急防災本部責任者 教頭、教務、防災主任→関係諸機関との連絡調整  
男子職員→被災住民の教室・体育館への誘導  
女子職員→被災住民への軽いけがの治療、心のケア、食事の補助
- (5) 情報連絡体制の整備を図る。
  - ①教職員緊急連絡網、緊急メール連絡網を積極的に活用し、一層の迅速化を図るようにする。
  - ②児童の安全確認は原則として担任が行う。担任→教頭→校長→塩竈市教育委員会
- (6) 保護者との連絡、引き渡し方策について相互理解を深め、円滑化を図る。
  - ①保護者との連絡は、緊急メールを原則とするが、必要に応じて電話連絡、家庭訪問を行う。
  - ②児童の引き渡しは、担任が行う。必要に応じて、教職員が自宅に送っていく。
  - ③「誰が、誰と誰をどこに連れて行って、引き渡したか」を記録する。  
※大地震、津波発生時は、解除されるまで最終的には校舎屋上に避難し、引き渡しはしない。
- (7) 学校安全度の評価を行い、改善に努める。
  - ①避難訓練実施後に反省点を出し合い、学校評価で話し合う。
- (8) 施設・設備の管理、及び点検・整備に努める。
  - ①安全点検表の活用と日常的な点検の実施の徹底を図る。
  - ②整備の必要な箇所は早急に修理（用務員、教頭）する。→必要な場合は教育委員会に連絡